

平成 23 年度第 2 回南丹市地域福祉計画推進委員会
議事録

開催日時	平成 24 年 2 月 10 日（金） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 35 分
開催場所	南丹市園部公民館 3 階 大研修室
委員長	岡崎委員
出席者	岡崎委員、廣瀬委員、山口委員、長野委員、平井委員、西田委員 林克美委員、船越委員、下司委員、木村明美委員 樋口委員、田中委員、河田委員、畑中委員、益田委員 坂本委員、山内委員、林茂委員、森委員、武田委員、木村茂委員
欠席者	海藻委員、塩貝委員、川勝委員、齋藤委員
協議事項	（１）南丹市災害時要援護者避難支援プラン（素案）について （２）第 2 期南丹市地域福祉計画の策定方針について （３）その他
資料	南丹市地域福祉計画（現行計画内容） 第 2 期南丹市地域福祉計画策定について（案） 南丹市災害時要援護者避難支援プラン（素案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
委員長	1. 開 会 2. 委員長あいさつ 皆さん、こんにちは。寒いなか、ご苦労さまでございます。今年度第2回目の地域福祉計画推進委員会になります。最初に立てましたこの計画もそろそろ規定年度を迎えようとしています。この計画自身は、施設を何カ所増やすとか、人材を何人増やしていくというような数字であらわせるような内容のものではありません。地域福祉をどのように理解していくかということを含めてする議論もありましたし、いまま計画の中身についてなかなか難しいという声も聞いています。ただ、やはりこの4年間、地域での住民の助け合いや社協の活動、民生委員・児童委員の皆さんの活動、あるいは自治会、町内会の活動等々を含めて、非常に地域の助け合いが活発に行われてきたと思っています。計画、実施、点検、評価とよくいいますが、この計画をつくり、実施するという中身についての点検評価をきちんとやっていくということが委員会に課せられた課題だと思っています。 今期の計画については、今年度末にあらためて点検評価のための委員会をもたれると聞いています。そういう意味では、また改めてこの計画の柱を見ながら、4年間の南丹市の地域福祉の点検評価をしつつ、次に向けたプランづくりの材料にしていきたいと思っています。 現在、南丹市では災害時要援護者避難支援プランを作成しています。特にこの委員会では、地域防災を切り口に地域の福祉活動をつくっていこうとしていましたので、大変大事なプランだと思っています。これについては、この委員会で決定するというよりは、この委員会で十分議論し、出された意見をもとに、南丹市としての防災会議を決めていくとのことです。のちほど事務局からもご説明いただきたいと思いますと思っていますが、ぜひ活発にご議論をいただき、災害時要援護者避難支援プランにわれわれ委員会としての声をぜひ反映させていきたいと思っています。限られた時間ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。それでは協議事項に入ります。委員長さま、よろしくをお願いします。 3. 協議事項（1）南丹市災害時要援護者支援プラン（素案）について

委員長	本日の大きな課題は南丹市災害時要援護者避難支援プラン（素案）についてである。プランについて説明いただいたあと、委員会としての意見をぜひいろいろ出していきたい。まず事務局より素案について説明いただき、質疑応答に入ります。
事務局	本プランについては本年度第1回の本委員会において、国の示しているモデル計画をもとに説明をするとともに、本プランの目次の構成案を示して説明をした。今回は本プランの素案を作成したので、委員の皆さまからご意見、ご提言をいただき、よりよいプランを作成したく考えている。よろしくお願いします。 プラン1ページが目次になっているが、全体の流れとして、まず本プランの基本的な考え方から始まり、それぞれの関係機関の方々の平常時と災害時の役割、続いて平常時の対応策である要援護者情報の把握と共有、それから個別計画の作成となっている。そのあと、災害時の対応策である情報伝達体制、避難誘導・安否確認体制の整備、避難所等における支援体制についてという流れになっている。各章ごとの概要を申し上げる。章ごとにご意見、ご提言いただきたい。 第1章では、本プランの基本的な考え方を示している。1の（1）に本プラン作成における背景と目的を記載している。近年、東日本大震災をはじめとする大規模災害が発生しているなか、日ごろの防災対策が不可欠になっていることを背景に、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うことを目的として本プランを作成することとしている。 1の（2）では、本プランにおいて、自助、共助、公助の関係と役割を明らかにしつつ、要援護者の総合的な支援対策を講ずるため、また、個別計画作成につなげるため、本プランを作成することとしている。 2ページ目は、本プランの位置づけとなっている。南丹市地域防災計画ならびに南丹市地域福祉計画において、位置づけされていることを記載している。 3ページ目は、本プランの対象となる要援護者について記載している。アからコの方を対象者としている。第1章については以上となる。
委員長	続けて説明いただきたい。
事務局	4ページ、第2章について、本章では、関係機関等における役割を示している。初めに1推進体制として、行政を中心とした推進体制について記載しており、福祉担当課と防災担当課で構成する要援護者班を設置し、関係機関と連携しながら要援護者の避難支援対策を推進していくこととしている。また、要援護者班の位置づけ、構成、業務についても示している。業務としては、平常時は要援護者情報の共有化、個別計画の策定、防災訓練の計画、実施等としてい

る。災害時は避難準備情報等の伝達業務、安否確認、避難状況の把握、避難所運営委員会等との連携としている。

6 ページ、2 関係機関の役割として、平常時と災害時における各関係機関の方々の役割を示している。関係機関としては、行政として市の福祉担当課、防災担当課、保健担当課、地域包括支援センター、地域として区・自治会、消防団、自主防災組織、民生児童委員、関係機関として、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、消防本部、避難所施設、医療機関、保健所、児童相談所を挙げている。

第3章では要援護者情報の把握・共有について示している。この章については、市において、南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱に基づき、すでに事業実施しているもので、要援護者ご本人による手挙げ方式と民生児童委員との協力による同意方式により情報収集に取り組んでいる。その情報に基づき、市で作成した要援護者台帳及び自宅を示した地図を関係機関に配布し、情報共有を図っている。本事業の目的、台帳の登録対象者、登録方法と台帳の提供管理、台帳の取り扱い等について示している。

第4章では、災害時要援護者の個別計画について示している。災害時要援護者の方については、避難行動に時間を要するなど、安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要するので、誰が支援し、どこの避難所にどんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。それらについて個々の人について定めたものがこの個別計画である。

(2) 個別計画の作成方法について示している。個別計画において地域で支援していただける方を選定していただくことが大変重要となるので、現在共有している要援護者支援台帳に基づき地域の方々が主体となって作成いただくこととしている。

(3) 個別計画の内容では、個別計画書に記載される内容を示しており、計画書の様式については27 ページに掲載している。

2. 地域支援者の定め方について、地域支援者について記載している。地域支援者とは個別計画登録者を普段から見守ったり、災害に関する情報伝達や避難所まで一緒に避難をする方たちで、隣近所の方など、できるだけ身近な方が望ましいとしている。選定については、登録者本人が選定することとするが、本人による選定ができないときは地域の方々の協力により選定していただくこととしている。なお、地域支援者は複数の方を選定することとしている。

2. 個別計画の共有、管理について、個別計画書については、原本は社会福祉課で保管し、副本は要援護者ご本人さま、地域支援者、そして要援護者台帳を共有している関係機関としている。また、個別計画の適正管理についても記載をしている。

第5章では情報伝達体制について示している。1. 避難情報の種類について記載している。特に避難準備情報については、災害時要援護者等が避難行動を開始しなければならない段階を知らせるものであり、重要なものとなってい

る。次に、２．避難準備情報発表の基準について、市が避難準備情報等を発表するまでについて記載している。３．要援護者への情報伝達について記載している。情報伝達手段については、アからクを考えており、また、避難準備情報等が要援護者等に届くように電話連絡や直接の訪問等の推進について記載している。

４では、各関係機関への要援護者情報の収集や本プランの必要性について普及を図ること。５では、災害時要援護者支援登録者の避難支援訓練を市や地域で実施することとしている。６．安否確認情報の収集体制について示している。

（１）では災害時要援護者支援台帳登録者の安否情報を収集する窓口として市災害対策本部の福祉担当課内に安否情報窓口を設置することとしている。

（２）では避難支援者の方が個別計画登録者の避難情報を得たときは、避難所や市災害対策本部に報告することとしている。（３）では避難確認体制の整備として、平常時においては、災害時要援護者支援台帳登録者の避難先となり得る場所等を把握しておくことを記載しており、災害時として、緊急時には自治会、区、民生児童委員で保管している災害時要援護者支援台帳により、地域の関係者と連携して安否確認を行うこととしている。（４）では、災害時の対応として、台風、水害等の一般的な災害のときは市から避難準備情報が発令されれば、地域の自治会等は個別計画をもとに個別計画登録者、地域支援者に情報伝達を行うこととしている。浸水等の被害が拡大したときは、台帳登録者の安否確認を行い、市の安否情報対応窓口に連絡することとしている。市の安否情報対応窓口では、地域に被害が発生している場合は、台帳未登録者に対しても安否確認を行うこととしている。また、震度５強以上の地震災害時は一般的災害時と同様の対応をし、そのうえで住宅等の広範な倒壊や火災の発生にともない、ライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受けるなど、緊急時には自治会等で保管している台帳を活用し、地域の関係者と協力し、安否確認を行うこととしている。19 ページには、情報伝達のフロー図等を掲載している。

第６章では、要援護者の避難誘導の実施体制について市、地域、社会福祉施設等における避難支援体制を示している。市の体制としては、防災部局、福祉部局、交通関係部局の連携のもと、体制を整備することとし、災害時は福祉部局を中心に避難支援体制を整えることとしている。また、避難準備情報が発令される段階では、要援護者避難支援の相談窓口を設置することとしている。地域における避難支援体制としては、地域支援者は個別計画に基づく支援を実施することとしている。また、地域では、地域における各種活動を通じて地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。地域福祉施設等では、平常時から要援護者の受け入れや移動支援など、避難支援体制の整備に努めることとしている。

第７章では、避難所等における支援体制について記載している。まず（１）相談窓口の設置について、要援護者の正確なニーズを迅速に把握するために、専門の相談窓口を設け、相談体制を整えることとしている。（２）情報提供に

委員長	については、要援護者への的確な情報提供の必要性和情報提供にあたっては、要援護者に合った方法を用いることを記載している。(3) 福祉避難所の設置については、要援護者のなかで避難所での集団生活が困難である場合は、避難所の教室・保健室等を活用し、対応することを示している。(4) 福祉サービスの継続については、市は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保、継続できるように努めることとしている。(5)(6) では、避難所における要援護者の方の心のケアと健康管理を行うことを記載している。 (7) 避難所以外の災害時要援護者への支援ということで、要援護者のなかには、自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられるので、市は所在や現状を把握して、必要な支援を行うこととしている。(8) 福祉避難所、医療機関等への移送では、市は要援護者の状況によって福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院対応をすることとしている。 2. 避難所等における要援護者支援体制については、(1) で避難所の開設の周知を計ることを記載している。(2) では、市と避難所の運営委員会との連携により、要援護者を支援していくこととしている。(3) では、支援体制の確認ということで、市、福祉、防災担当課及び避難所の施設管理者は平常時から要援護者への情報伝達や物資の提供方法について確認しておくこととしている。また、各避難所において、運営委員会に従事する方の確保に努めるよう、市と自治会・区等が協力することとしている。 3. 福祉避難所では、まず(1) に福祉避難所とはということで、福祉避難所の説明と確保について記載している。(2)(3) では、福祉避難所の設置と運営訓練の実施、そして一般の避難所等からの福祉避難所等への移送手段の整備、確保について記載している。(4) 避難所の環境整備については、一般の避難所における要援護者の利用に配慮した施設の環境整備について示している。(1) では、施設の整備ということで、段差解消と(2) では、仮設等による対策として、知的障害者等のための別室の確保等を挙げている。 最後に 25 ページから資料編が付いているが、いま現在、関係機関の方にくばっている支援台帳の様式を掲載している。その次に支援プランの個別計画の様式を掲載している。その次に参考資料1ということで、災害時の要援護者の方々の特徴と対応について、各要援護者について記載している。こちらについては、各要援護者にあたる家族介護者の会の方や身体障害者福祉会の方々にヒアリングを実施し、その方々からお聞かせいただいた内容についても盛り込んでいる。 最後には用語の説明ということで、分かりにくい用語については説明を掲載している。資料の説明は以上である。 ただいまの説明について何か意見はあるか。計画の中身の意味や付け加えるべきものなどについてご意見があらうかと思う。前半部分について、ご意見、ご質問はあるか。分かりづらいところ、再度説明してほしいところでも結構で
------------	---

	ある。
委員	現在、人工透析者も要援護者支援台帳に載せているか。
事務局	人工透析の方についても載せている。
委員	日本語の話せない外国人の方は、いまは要援護者支援台帳に載っていないようだが。
事務局	いまは外国人の方は載せていない。
委員	妊産婦の方もいまは載っていないが、次回から追加されたと聞いている。手挙げ方式ということだが、外国人の方や妊産婦の方にはどのように手を挙げてもらうのか。具体的な登録方法を考えているのか。
事務局	外国人、妊産婦の方も要援護者ではあるが、台帳上の記載がないのが現在の現状である。
委員	次回には具体的な登録方法について示してほしい。京都府でも外国人の方の支援に力を入れている。南丹市も京都府と連携して対策を練ってほしい。
委員長	外国人の方で就労されている方はほぼ把握できているのか。それとも把握できないケースもあるのか。
事務局	住民票で登録されている方は行政側で分かる部分もあるが、住民票登録をされていない方は、行政側ではまったく把握できないのが実情である。
委員	外国人の方を助けるということは非常に大切なことである。助けるためにはまずどうしたらいいかということが今後の課題として大事だと思う。
事務局	検討する。基本的には地域で掘り起こすことも一つの方法だとは思う。なかなか目が届かないところもある。
委員長	具体的に詰める必要のあることも含めて意見をお出しいただきたい。
委員	3 ページに要援護者の対象者としてア～コまで 10 項目挙げられているが、10 ページは、クとケがなく 8 項目となっている。それはなぜか。
事務局	3 ページは詳細を記載したもので、10 ページは台帳上で規定しているもので

	ある。どちらも内容は同じである。10 ページの分類に合わせる。
委員	17 ページに情報伝達手段として8項目挙げられているが、どのような伝達方法を使うのか、どのようなシステムをつくるかをつなげる必要がある。分類だけで終わってしまうとよくない。
事務局	29 ページ以降の参考資料に障害ごとの特徴と対応を載せている。例えば、視覚障害のある方の場合、情報伝達時の留意点として、1. 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。2. 文字の読み書きが困難であるということが挙げられ、その点に留意して対応するということなど、それぞれに対応を検討したいと考えている。またその体制を具体的に組むようにと考えている。ボランティアの方を含めて、支援体制についてはネットワークを組みながら対応していきたいと考えている。
委員	要援護者支援台帳なり一覧表をもとに、何かあったときに支援するということであるが、日常活動のなかでは見ているが、本当に災害が起こったときにこの援護台帳を見て本当に援護ができるのかと不安である。避難所がどこにあるのかということも、地域で整備はできていない。ハザードマップには、一次避難所、二次避難所の場所が書いてあるが、いざというときに、この方を本当に適切な避難所につれていくことができるのか。またそこにはしっかりとした体制ができていいのかどうか。連れていったが開いていなかったとか、担当者がいないということはないか。連れていったがために二次災害が起こる可能性もあるのではないか。要援護者支援台帳を預かっている民生委員としては、何とか見守り対象者に対応しようと思ったときに、この情報だけで本当に動くことができるかをいつも心配している。そのあたりも今後の課題としてそれぞれのケースをよく見ながら十分検討する必要があると思う。そうしないと、書いただけで終わるように思う。
事務局	おっしゃる通りである。特にこの計画では福祉避難所を設けることを位置づけている。現在、南丹市には福祉避難所の制定がされていないが、今後は病院や特養、障害者施設など 24 時間体制でお世話いただける施設を選別し、福祉避難所として位置づけをしつつ決めていきたいと考えている。それに基づいて、障害ごとに避難いただく場所を個別計画で位置づけていただき、地域内で共有認識を持っていたらと考えている。そういったことについては、計画プランを策定後、来年度の事業のなかで、地域の方々や委員の皆さまと協議させていただくなかで進めたいと考えている。
委員長	災害時要援護者支援台帳があって、支援プラン、個別計画があり、諸々記載

	がある。災害時には地域や民生児童委員の方々が支援されると思うが、もう一つ重要なのは、災害時に家族がどこで落ち合うか家族間で決めているかどうかということである。また、災害時に混乱してしまう障害者の方もおられると思うが、うまく対応できるのは家族である。家族が行って落ち着かせ、必要な支援が得られるように頼むことが必要である。要支援者のご家族とともに個別計画を立てて、ご家族が災害時の対応を理解して、避難先につけつけることができるようにしておく必要がある。例えば、認知症の方自身が自分の服用している薬が分からなくても、家族が把握していれば対応できる。家族を巻き込むような仕掛けにしていく必要がある。台帳で家族構成を聞いているが、それだけでは不十分である。連絡の取り方などが分からない。具体的にどうしたらいいということとは言えないが。
事務局	災害時には携帯がつかないこともある。東日本大震災時にも、家族の避難先が分からず、あちこち探されたとも聞いているので、そのあたりの仕組みも考えなければならないと思っている。緊急連絡先の欄を設け、個別計画をつくるなかで、いまご指摘のあったことを付け加えていきたい。防災体制のなかでどうするかを検討していきたい。
委員長	例えば、シートに記入する際に、家族で話し合っただけでも違うと思う。想定していないと慌てるが、少しでも想定していたら、あのときに決めたなと思い出して対応できるだろう。個別レベルで書き込むことのできるシートを作成するなどしてほしい。
委員	避難所が孤立し、必要な薬等が手に入らないことも考えられる。たんの吸引が必要な人もおられる。その際にどのように対処すべきかということを、一人一人について対策を練る必要がある。民生委員として要援護者を訪問すると、台帳に載っていれば本当に災害時に助けてくれるんだと言われる人もいる。病気の心配を抱えておられる方でも、台帳を書いたから大丈夫だと思っておられる。助けたくても、どうしようもない場合もある。いざというときのために細かい仕組みをつくっていかないと、いざというときに援護し、生命を守ることとはできない。
事務局	透析の方も含めて、命にかかわる緊急の課題も多々ある。災害時に最優先しなければならない課題はそういったところにあると思う。災害が起こったときには台帳をもとに市役所の要援護者班が情報をしっかり把握したうえで対応をしなければならないと思っている。関係者とも連携しつつ対応していくかたちになると思う。そのためにも情報をいろいろなところで共有し、何かあったときに対応できる仕組みづくりが必要だと思っている。民生児童委員も要支援者にペンダントを配るなどしているが、民生児童委員とも連携しながら台帳も

	充実させていきたいと考えている。
委員	要援護者支援台帳への登録は1年中いつでもできる仕組みになっているか。
事務局	1年中いつでも登録できる。新たに要援護者になられた方に対してはその都度案内を郵送している。民生児童委員さんにも、登録されていない方等について確認していただいている。要援護者支援台帳への登録は随時行っているが、データの郵送、送信は、現在は年に2回ほどである。今後は臨機応変に対応したいと思っている。
委員	お年寄りが高齢者になると体調の変化が激しい。半年たつと状態が大きく変わっている場合もある。できれば必要だと思ったときに台帳に登録できるようなシステムをつくっていただけたらありがたい。
事務局	台帳への登録は、申し出があればその都度お受けしている。配布についても、その都度、関係機関に配布したいと思っている。
委員	22 ページ、(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援について。私は3月の東日本大震災時に仙台にいて被災したが、ライフラインはすべてだめになったものの、家は無事だったため避難所には行かなかった。食べ物、飲み物をもらいに避難所に行ったら変な目で見られた。同じように避難所に行かなかった人のなかには、あんたら住むところがあつていいじゃないかと言われた人もいたようだ。避難所に行かず、自宅で避難生活を送っている人への配慮もあるとよい。 避難体制のなかに、近所にお住まいの医師、看護師の把握ができるようにしてほしい。
委員長	体の状況によって、避難所での生活が無理な方もおられる。避難所に行く、行かないで対応に格差が起らないようにすることも大切である。
事務局	避難所に行かれず、自宅で待機される方もおられると思う。避難所の対応については、全体的な災害時の避難所運営のなかで適宜対応したい。医療機関や医療関係者についても、地域で把握をし、災害時には協力も含めてお願いしたいと思っている。
委員	身体障害者の方がおられるが、そういう方々を民生委員や地域の方で把握する方法はないか。
事務局	現在は身体障害者1級、2級の方を要援護者としているが、3級以下の方に

	ついても申し出ていただくか、民生児童委員さんが、援助が必要だと判断された場合は、特に必要と認められる方ということで対応させていただく。
委員	「個人情報保護法」もあると思うが、民生児童委員さんや地域の方々に要援護者だということを把握いただけるのか。
事務局	要援護者に該当しないが、不安なので登録したいという申し出があれば台帳に登録する。
委員	本人が登録をする必要があるということか。
事務局	基本は手挙げ方式である。
委員	民生委員は、手を挙げられた方を訪問し、25 ページにある登録申請書の作成の手伝いをしている。しかし、民生委員としてもプライバシーの問題があるので、詳しく聞くことはしない。相手のことは詳しくは知らないが、民生委員としての見守りの範囲にあるというのが実情である。27 ページの個別計画書のレベルのことは避難に必要ではあるが、私たちは分からない。仕組みはできつつあるが、次の計画では、日常の活動のなかに的確に動けるような情報とその情報に基づいて動くことのできる計画にできたらいいと思っている。
委員長	個別計画は台帳とは別にあらためて作成し、共有するのか。
事務局	現在は要援護者として要援護者支援台帳に登録しているが、お一人ずつ事情が違うため、いざというときに個別計画に基づいて避難、誘導するために個別計画作成を今後進めていきたいと思っている。実際には民生児童委員さんも含めて、各地域のなかで、台帳を持っている方が集まっていただくなり、本人さんと話し合いをするなかで個別計画を作成するということで進めたいと思っている。
委員長	これは個別計画のベースになる情報であり、災害時にぱっと見て、取るべき行動が分かるシートではない。当人が理解できる場合、ご本人が自分の災害時の個別計画であるということが理解でき、家族も災害後の行動、流れが分かるようなシートが必要である。例えば、自分の行く福祉避難所を自分で書き込むなり、ご本人に理解してもらえるようなシートのような簡略なものが必要だろう。私が支援する側としたら、これを見てすぐに判断することはできない。
事務局	おっしゃる通りだと思う。本人とご家族の方にも個別計画をお渡しすることになると思う。個別計画の内容について、検討させていただきたい。いざとい

	うときに役立つ情報ということで整理する。できる限り必要な情報は個別計画に入れたいと思っている。
委員	災害時要援護者登録申請書の表面に家族の名前と住所を書くことはできないか。ぱっと見て分かる資料が一番いい。家族が南丹市内にいる場合は、民生委員が市役所に電話して調べてもらわなければならないのか。そんな手間がかかることをする必要はない。①南丹市内に家族がいる、という選択肢があるが、誰が住んでいるか分からない。名前、住所、電話番号を書く欄を設けてほしい。
委員長	家族として必要だと判断されれば書かれるだろう。
委員	表面には書く欄がない。
委員長	家族構成も分からない。
委員	家族が何人いるのかも分からない
事務局	変更も含めて検討させていただく。
委員	障害児の親の立場で発言するが、要援護者の対象外の方でも手を挙げれば要援護者として登録されるとのことだったが、自分からは手を挙げにくい。挙げさせるために、毎年支援区分の更新をしているが、そのときに親に対して地域の民生委員さんに相談してはどうですかと声をかけてはどうか。手挙げ方式といっても、手を挙げさせるように工夫する必要がある。手を挙げないからしようがない、といっていたら、放っておかれる人はずっと放っておかれる。手を挙げやすい方法を考えてほしい。 また、先ほども意見が出ていたが、台帳には家族を書いておいてほしい。欄があったら、書くか書かないかは家族が決められる。 避難場所として福祉施設を活用するという話だったが、施設入所者の避難について何も書かれていない。老人ホームにしても入所施設にしても、夜間の人員は少なく非常に手薄である。施設の問題も計画に盛り込んでほしい。
事務局	施設については各施設で避難計画を立てて対応していただくことになっている。災害時には、1つの施設に多くの方に避難していただく場合もあるので、施設の調整も含めて協議いただくかたちになる。 個別計画については、避難に必要な情報は記載するということで整理していく。 また、障害をお持ちの方については社会福祉課で把握している。ただ、台帳、個別計画については本人や保護者の方の同意が必要になる。しかし、この台帳

	に載っていなかったらどうなのかという問題もある。市としては、障害者の方は把握しているので、災害時の要援護者班のなかで、台帳に載っていない方も含めて地域ごとに対応していきたいと考えている。
委員	要援護者支援台帳に緊急連絡先が1件しか書けないが、数件書けるようにした方がよい。
事務局	承知した。
委員	南丹市に家族がいる、親戚がいるかという質問は必要ない。家族、知り合いの連絡先を書いてもらえばよい。
委員長	緊急時にかけつけられる人を書いてもらえばいいと思う。
事務局	欄の構成も含めて整理したい。
委員	人によっては親しくない人を書かれる場合もある。本当に助けてくれる人を書いてくださいという必要もある。
委員	公民館や公共施設などの一般的な避難所と福祉避難所とあるが、一般避難所でも障害のある方に対して適切な対応を取ることができるように計画を立てる必要がある。
委員長	避難所を立ち上げるためのマニュアルや福祉避難所をつくるマニュアルというのは別途あるのか。
事務局	国からも指示が出ており、避難所運営も含めてマニュアル化されている。福祉避難所は地域ごとに選定していきたいと思っている。情報提供をしつつ、それぞれの地域の方がどこに避難するのがいいのかということで協議いただくかたちになると思う。避難所が水没するエリアにあったり、山崩れの起こる場所にあったりする場合も想定されるので、市全体の計画のなかで見直し、協議をしているところである。京都府が災害地域の説明で各地を回っているが、公民館を一時避難所に定めていても、そこが被災する可能性もある。現在、見直しも含めて検討している。
委員	そういうことを言っているのではない。私は民生委員として、避難してきた人に対して何をすべきかということを検討している。公民館を一次避難所にしているのであれば、計画、プランに基づいてここまでしなさいよというマニュアルを提示したら区長も迷わないだろうが、地域でわいわい言っている、地

	域差があっても少しも進まない。
委員長	一般避難所に行ってしまった障害者の方を誰が福祉避難所に誘導するかということまで細かく決めていかないとならないだろう。一般避難所でやれることを示し、それ以上の対応が必要な場合は福祉避難所に行く必要があるということだろう。その際、誰がどのように連れていくかが問題である。
委員	連れていった先がきちんと対応のできる避難所なのかという問題もある。
委員長	避難所のチェック項目があって、たしかにこれができるかできないかが分からない。
委員	うちの公民館であれば通常、使っていないときにはカギがかかっている。突然地震が起こって公民館に逃げろといっても区長がすぐに開けられない場合もあるだろう。それをどうするのかというところから入らなければならない。公民館に行っても、水も食料もないという問題もある。
委員長	公民館に水をどれだけ備蓄するかという問題もある。最低限必要なものを示す必要があるということだろう。
事務局	南丹市全体でも避難訓練をしたり、各地域でも避難訓練をしたりするなど積み重ねてきた。そのなかでもさまざまな課題が出ており、詰める必要があると思っている。社会福祉協議会や市でも、各地域で防災についての話し合いの場を持っているので、そこでも話し合っていければと思っている。
委員長	福祉避難所は市内に何カ所設ける予定か。
事務局	関係施設が三十数カ所あるが、そのなかから受け入れ可能な施設かどうかをこれから調査し、協議していきたいと考えている。
委員長	ほかに気づいた点、不明点はないか。ご意見を自由にお出しいただきたい。
委員	40 ページ、特徴の把握と対応の2に、「同様が激しくなる場合がある」とあるが「動揺」の間違いなので訂正してほしい。 震災の教訓をもとにつくられた他市町の支援プランがあれば、それを参考に南丹市に合うプランを作成してほしい。障害者本人だけでなく、家族の支援プランもあるとよいと思う。
事務局	40 ページの文言については訂正する。新潟中越地震を機に避難プランを制定

	するようにと進められている。近隣の市町でも同様のプランを作成している。市としては実際に役立つ計画をつくる必要があると考えている。課題が出てきたらその都度見直しをしながら進めていきたいと思っている。障害にもさまざまなかたちがあり、十把一絡げにまとめられるものではない。個人によってさまざまである。そうしたことも把握したうえで、一人一人の方を支援していきたいと思っている。障害者の方にとっては家族の方が一番の理解者なので、家族の方との連携を密にしながら進めていきたいと思っている。
委員	5 ページ、災害時要援護者支援の推進体制について。この図には区長、自治会長が抜けている。本来、区長、自治会長がトップに立って、その下に民生児童委員が位置していると思う。
委員	自主防災組織のなかに含まれているが、表現を変えて、区長、自治会長を地域のトップに位置づけるようにする。
事務局	災害時には区長を指揮系統のトップに置いて動いていただくかたちになるが、それがこの表にはあらわされていないので修正する。
委員	5 ページ、推進体制について。できれば平常時の体制と災害時の体制を分けて明記してほしい。また、この図には消防本部が2カ所に書かれているが、分かりづらい。消防本部という言葉が使われているが、6 ページ以降に消防団の役割とあるので、ここは消防署の役割とするのがよいと思う。したがって5 ページの表は、京都中部広域消防組合消防本部ではなく、園部消防署となる。修正願う。5 ページの図では南丹警察の役割が明記されていないが、具体的に役割があるなら明記していただきたい。
事務局	訂正も含めて検討する。平常時の体制、災害時の体制を分けて示すようにする。
委員長	今日の委員会では、支援台帳、個別計画における家族の把握、記載の仕方について意見をいただいた。緊急連絡先が複数必要であるということ、家族についても状況把握だけではなく、名前、連絡先まで明確に書く必要があるということ。今回の計画では、個別計画を立てることが非常に大きなポイントであるが、個別計画になるようなシートが必要だという意見をいただいた。また、全体図のなかに地域を総括する者として区長を記載すること。消防本部を消防署とするということについては確認いただきたい。 要援護者の特徴の書き方についてもご意見があればお出しいただきたい。計画を細かくご覧いただいて、追加すべきと思われることがあればお出しいただきたい。非常に大事な問題なので、ぜひ意見をお出しいただきたい。20 日まで

事務局	に事務局まで提出いただきたい。本日いただいた委員の方々の意見については、委員会の意見として強く要望する。 第1期の計画について点検、評価をする年度となった。今後第2期に向けて、どのようなかたちで計画を整理していくのかということである。第2期の南丹市地域福祉計画策定について（案）事務局よりご報告いただき、ご審議いただきたい。 3. 協議事項（2）第2期南丹市地域福祉計画の策定方針について 第2期南丹市地域福祉計画策定について（案）という資料をご覧いただきたい。委員長から話があったように、平成20年3月に策定した地域福祉計画も平成25年3月に計画期間が終了することになる。“誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち”をスローガンとして策定し、5年がたとうとしている。この取り組みを振り返ると、現在の問題や取り組むべき課題が山積している。そういったことを明確にしていきながら、自助、共助、公助という三者の役割のなかの共助の部分である地域を主体とした計画づくりに向けて、第2期の地域福祉計画の策定を開始したいと思っている。 第2期の計画においては、第1期計画の基本的な方向性ということで、今日配布した南丹市地域福祉計画（現行計画内容）ということでお示ししているが、これが現行計画の柱である4つの重点プロジェクトと基本目標と施策といったものを掲げている。これは柱立てたものだけになっている。この部分について地域福祉の推進を図ってきたが、5年間の総括をするなかで、地域の住民のニーズをとらえなおしながら、自助、共助、公助の連携の役割分担を明らかにしていきたいと思っている。地域福祉計画については、単に行政が行う政策を支援するだけではなく、住民が地域で暮らしていくためには何が必要で、何をしないといけないのかと。それを誰が行っていくのか。また、それぞれの役割分担をどうしていくのかということを取りまとめていくことを目的としており、何よりも地域に住む住民が主体となって考え、実行していかななくてはならない。 （3）平成22年8月に厚労省の援護局の地域福祉課長の通知があり、このなかには高齢者等の孤立の防止や所在不明問題をふまえた対応にあたって、有効な計画内容になっているかを点検して、そういったものも盛り込んだ計画にしていきなさいという通達もあった。第2期計画策定にあたっては、こういった内容も十分に踏まえながら検討していきたいと考えている。 2. 位置づけについて説明をする。この地域福祉計画は上位計画に南丹市総合振興計画を位置づけており、そのほかに福祉の関連計画である南丹市高齢者福祉計画介護保険事業計画、南丹市障害者計画及び障害者福祉計画、南丹市次世代育成支援行動計画といった個別、分野別計画や対象者ごとの個別施策についての地域福祉の視点、地域福祉を推進するうえでの共通する理念、方針を明
-----	--

	らかにして、その推進方向と具体的な推進施策を定めるものがこの地域福祉計画となっている。総合振興計画と3つの個別分野別計画の中間に位置づけられている計画となっている。 2) また、本計画は、南丹市社会福祉協議会が策定している「南丹市地域福祉活動指針（なんたんふれあいプラン）」と車の両輪の関係にあり、相互に連携して策定に取り組んでいきたいと考えている。 2 ページ、策定期間と計画期間について説明する。計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間を計画期間としているので、その前年にあたる平成 24 年の1年間を策定期間として進めていきたいと考えている。 4 番目の計画策定の進め方について説明する。このなかには柱立てとして、計画策定の体制とそれに向けての検討方法と検討する具体的な取り組みについて順を追って説明する。1) 計画策定の体制について。本推進委員会で計画の進捗状況なり点検評価を行っていただいているが、この推進委員会は平成 22 年 12 月に設置をし、審議いただいていた。この策定のためにあらたな組織は設置せず、この地域福祉計画推進委員会で第2期南丹市地域福祉計画案の検討を進めていきたいと考えている。 また、推進委員会のなかに作業部会を設置させていただき、必要に応じて委員のなかからの参画と併せて市民の方からも募集をし、策定に向けて進めていけるようなかたちを考えている。平成 24 年4月以降に設置をしていけたらと考えている。 また、庁内の推進委員会の設置について、これについては、現在、南丹市役所内の関係課から委員の選任も現在完了しており、今年度内に地域課題の洗い出しのための検証作業と5年間の取り組みの総括、また、いろいろな資料の作成等を庁内の推進委員会において取り組んでいきたいと考えている。4月以降については、計画案の作成に向けて推進委員会と同時進行しながら職員体制のなかでも作業を進めていきたいと考えている。 4) 事務局体制について、策定にあたっての推進委員会も事務局については、この市民福祉部の社会福祉課の福祉総務係を事務局として進めたいと思っている。 策定に向けての具体的な検討方法について。これについては、第1期に策定した計画の基本目標と重点プロジェクトごとに検討していきたい。庁内の推進委員会の方で検証作業や総括した内容を盛り込んだかたちで市民アンケートやヒアリング、ワークショップの開催により、地域の現状と課題も併せたかたちの第2期の計画の草案を作成したいと考えている。 (3) 課題把握の方法について、具体的な取り組みの一つとしてアンケート調査の実施ということで、地域での暮らしや地域福祉についての意見や地域福祉の活動へ参加される方の意向などを聞くためにアンケート調査の実施を予定している。事務局案としては18歳以上の南丹市民から無作為に抽出した1,500人を対象に市民アンケートを実施したいということと、南丹市内で活動
--	---

	しているボランティアグループや福祉関係団体やNPO法人などの団体を対象としたアンケート調査を実施していきたいと考えている。 2つめの取り組みとして、ワークショップの開催を考えている。地域福祉計画は社会福祉協議会と両輪の関係にあるということもあり、開催にあたっては社協と連携しつつ開催を進めていきたい。このワークショップを開催する趣旨については、市民の意見を広く反映させたいという思いがある。日ごろから思ったり、気づいたりしている地域の課題や福祉サービスに対するニーズ、地域福祉の担い手のあり方など、それぞれの課題に対する方向性について議論していきたいと考えている。参加者の対象者としては、地域の区長や民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、一般市民の方にも参加いただき、ワークショップを開催する予定である。 素案としては4回開催し、第1回目には全体会ということで南丹市内1ヶ所で開催し、地域福祉とは何か、地域福祉が現在目指しているものは何かといったことを最初に提起したなかで、ワークショップの進め方やルールの説明をするのが第1回目の全体会で、2回目、3回目については、現在のところ、中学校区、いわゆる旧町ごとになるが、旧町ごとに開催し、1グループ10人程度に分かれていただき、現在自分たちが住んでいるまちのよいところ、よくないところを本音を出し合いながら、現在の地域における課題についてお話いただきたい。第3回目については、同じ中学校区を単位とし、第2回目の出てきた課題から自分たちのまちで重点的に取り組んでいかなければならないことはどういうことかということについて話し合いいただき、地域でどのようなことをすればよいかというアイデアを出し合う場にしていただきたいと考えている。第4回目、全体回では、旧町ごとに出てきた成果を発表し、全体の共通認識として共有していきたい。参加者の交流を図りたいと考えている。ワークショップで出てきた皆さんのご意見を地域福祉計画のなかに反映させていく内容にしたいと考えている。 4ページ、(4)については、社会福祉協議会との連携ということで、なんたんふれあいプランを作成している、社会福祉協議会との連携と相互協力をして策定に向けて進んでいきたいと考えている。5番については、推進委員会への報告及び承認、市の計画決定及び講評ということで頂戴しているが、南丹市長が地域福祉計画の推進委員会に諮問し、意見を求めることとし、最終的には計画案がまとまった時点で答申をいただくというかたちをとっていきたいと思っている。(6)住民参加・参画については、これが計画づくりのなかでは一番重要視したいところであるが、地域福祉計画は社会福祉法に規定されている市町村計画となっている。地域福祉の推進にあたっては、地域住民や福祉関係団体が相互に協力して努めることとしており、地域福祉計画の策定にあたっては、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映することが義務づけられている。社会福祉法の第4条及び第107条に規定されている計画になっている。そういったことを受けて、
--	--

委員長	②地域福祉とは、として、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助け合い、助けられたりする関係や仕組みをつくっていくということが大変重要となっている。そういった意味でも、地域の住民の方の意見を広く聞いて、計画づくりに反映することが重要になってくると思っている。市民参加・参画の方法として、①から⑥まで掲げている。①地域福祉推進委員会への委員として参画、これも一つの住民の意見を反映させていただくという大きな場となっている。②地域福祉推進委員会作業部会への委員としての参画、③市民アンケート、団体アンケートの実施、④ワークショップの開催、⑤推進委員会の公開、市のホームページでの審議経過の公開、計画素案ができつつある年度末になったら、ホームページで審議の状況や経過を載せていきたいと思っている。計画案に対して、これもホームページの方にパブリックコメントといったかたちで載せさせていただき、市民のご意見をたまわりたいと考えている。 5 ページ、策定スケジュールをご覧いただきたい。今年の 2 月から平成 25 年 3 月までの期間をあげているが、本日の推進委員会において、策定方針を素案というかたちであげているが、今日お越しの委員さんに広くご意見をいただき、この部分についてはもっと違う方法を使った方がいいのではないかとこういったご意見をいただいたうえで、4 月に開催する推進委員会で正式な策定方針として提示をさせていただきたいと思っている。説明が終わりましたら、皆さんのご意見をいただきたい。 4 月をめどに第 1 回目の推進委員会を計画しているが、そのなかで計画の説明をし、5 月ぐらいに住民アンケート、団体アンケートを実施したいと考えている。6 月から 7 月にかけてワークショップを開催したい。この 2 つのことを完了した時点で、地域の現状把握と課題の方向性の整理ができるかと思うので、そういったものを盛り込んだかたちの計画の骨子作成に向けて 7 月から取り組んでいき、9 月までにはそれが完成できるようなかたちを考えている。それを受けて、次の段階の計画の素案の作成ということで、ここでは現状の把握をしたうえで、こういったものを重点的に取り組んでいくべきか、地域ではこういったことをしていただくべきなのかということについて検討し、素案の作成をしていき、12 月ぐらいには計画案の作成に向けて取り組み、25 年 1 月にはパブリックコメントを実施し、皆さんの意見を反映したかたちの計画を策定し、3 月には計画案として、市長に委員会から答申をし、計画は策定完了ということを予定している。以上のようなことを策定方針案として事務局より提案させていただく。皆さんのご意見を賜りたい。 方針案についてご説明いただいた。25 年度から 29 年度までの 5 年間計画が必要だということと、25 年の 3 月の最後に計画を出すということは決まっている。計画策定の進め方として、アンケートやワークショップ、住民の参加・参画の方法についてご説明いただいたが、このあたりについてご意見、ご質問は
------------	---

	あるか。委員会で計画策定について進めるという提案である。
委員	このプランは、社会福祉協議会のなんたんふれあいプランを中心として、社会福祉協議会と両輪でやっていくということだが、ふれあい委員も残念ながら十分機能が発揮できていない、活動しておられないところもあるということで、何とか活動いただける方法も考えている。ちょうどこれが出されたということで、作業部会のなかに委員を広く市民から募集すると書かれているが、社会福祉協議会のなかで最前線で活動しているふれあい委員も入れていただけると活動も変わってくるのではないかと思った。
事務局	地域福祉を最前線で担っていただいている方々にかかわっていただき、課題の掘り起こし、今後の見通しも含めて協議させていただきたいと思っている。そういったことも考慮しながら進めていきたい。
委員	策定案の1ページ目、2. 位置づけ、について。文章が間違っているわけではないが、非常に難解である。例えば、「分野別計画の中間に位置づけられる計画です」とあるが、オーバーラップするのか、個別にするのか、意識してするのか、そのあたりも明確に位置づけしておかないと、迷走するのではないかと思う。 2ページ目、4の（2）推進委員会と作業部会と庁内推進委員会と3つの組織ができるとあるが、「必要に応じて「作業部会」を設置します」とあるが、必要に応じてというのはどういうときに作業部会をつくるかがよく分からない。作業部会をつくるのであれば、フロー図でいうとどのあたりに入ってきて、どうするのかをはっきりさせないと、作業部会をつくって、管理会ばかりできてまとめるのが大変ではないか。
委員長	作業部会については私から説明する。実は、作業部会については、僕としては保留にさせていただきたいと思っていた。作業部会をつくろうと言い出したのは私である。この委員会全体で一から議論するわけにはいけないので、ある程度素案をつくってここで議論するためには作業部会が必要だと思った。ただ、障害者のプランで作業部会をつくって進めているが、作業部会は作業部会で人が集まる時間の調整が難しい。作業部会という名前にするかどうかは別として、委員長の私と副委員長、事務局と素案についての作業をする場が必要だと思う。作業部会といって明確にやるかどうかの問題である。ふれあい委員を入れてほしいという意見があったが、例えば、ふれあい委員さんも入ってそこで議論すればいいが、その原案づくりの場をどうするか保留にさせていただきたい。委員会に出すたたき台をつくるための部隊をどうつくるか、もう少し考えさせてもらいたい。

委員	この難題について委員長が委嘱をして、こういうたたき台をつくれといってつくらせるようなものを作業部会というのか。
委員長	そういうやり方もあるだろうが、私が考えていたのはたたき台をつくる部隊である。ただそれがいいのかどうかちょっと保留とさせていただきたい。
委員	作業部会の性質にもよるだろう。ただ、エネルギーがかかるので、できるだけ単純な方がいいと思う。
事務局	次回までに調整することとする。南丹市全体では、南丹市の総合振興計画が一番の計画になるので、そのなかで行政施策を展開している。個別の計画で高齢者福祉計画や障害者計画や次世代育成支援行動計画や、これはそれぞれの法律に基づいて定めをするということで、南丹市では、高齢福祉課が高齢者福祉計画を社会福祉課が障害者計画を、子育て支援課が次世代の計画をとということで、それぞれの行政施策の展開をそこではかっている。それらを地域のなかでどのように福祉施策を現実的に進めていくのかということも含めて上位計画ということで地域福祉計画を位置づけて、実際に住民の方に参加ということをおっしゃっていただきたいが、住民参加のもとでどのように進めていくのかということを検討していきたい。
委員長	たしかに2. 位置づけの表現は分かりづらい。本当に地域福祉計画がほかの計画の上位にあるのかも法律上ははっきりしているわけでもないので、では中間はいったい何なのかといわれたらよく分からない。
委員	思うに、地域福祉というのは地域住民が主体の福祉をやるということである。基本的にはこうなさい、ああしなさいではないということである。行政としていろいろな個別の計画を立てていただいているのは、それはそれとして非常に結構だし、それはきちっと地域住民もやらなければならないが、われわれの地域はわれわれ住民が担うのだという気持ちの地域福祉計画でなければ誰も付いてこないと思う。そういう意味で「中間に位置づけられる」としているのか。
事務局	そういう意味である。
委員	高齢者の計画にも入らせていただき、議論しているが、いろいろな話が出てくる。高齢者福祉だから高齢者が中心になるのはもっともだが、南丹市で高齢者を抜いた場合の福祉は何があるのかという議論があった。どこまで高齢者がかかってくるのか。まったく高齢者の話を抜いて地域福祉の話をするのか、非常に難しい話である。

事務局	地域のなかには高齢者も障がい者も子育て中の方もおられる。地域のなかでそれらをトータルでどのように進めるか。そういう意味合いで地域福祉がある。
委員	計画を検討していくとき、やはりそのあたりのバランスを取ることが難しいと思う。高齢者が本当に増えて、子どもはほとんどいない。子育て支援も大事な話であるが。
委員長	以前、船越委員は若者の定住や結婚問題も地域課題だろうとおっしゃっていたと思う。高齢者だけに特化しない南丹市の若い人も住み続けられるにはどうしたらいいかということも課題だと思う。
委員	高齢者以外の方に対する福祉も重要なのに、集まると高齢者福祉の問題ばかりになってしまう。できればこの委員会で検討して、市民の方賛同を得ることも大事だと思う。
委員長	若い方の意見も聞けるような計画にしていかなければならない。おっしゃる通りではあるが、難しい。従来通りの発想だけではなく、いまのような意見も盛り込んでいきたい。
委員	前回はアンケートの話が出たが、アンケートはできるだけ慎重に、社会福祉協議会が実施しているアンケートと整合をはかりながら採ったほうがいいと思う。第1期地域福祉計画を立てるときにも南丹市では約1,000人の方を対象にアンケートを実施し、その結果に基づいて計画が立てられたと思うが、地域住民の声がこの3年間、4年間のあいだにどのように変化したかをとらえたうえでアンケートをつくらないと、社会福祉協議会も同じようなことを聞いている、また聞いてきたわとなる。聞くということは何とかしてくれるだろうということで期待が集まる。前回の検証もせずに中途半端にアンケートを採るのはよくない。よほど慎重にしないと、またアンケートか、何なんだとなるような気がする。アンケート内容もよく精査し、精度の高いアンケート結果が上がってくるようなアンケート内容にしないと、アンケートばかりあまりにも続いている。社会福祉協議会は去年の夏に1,000人を対象にアンケートを採っている。
事務局	社会福祉協議会のアンケートについては、3ページの上から7行目に「社会福祉協議会が「第2次地域福祉活動計画」の策定に向けて昨年実施された実態調査からの生活課題の把握もあわせて行います」とあるが、実態調査の結果も踏まえたかたちでアンケート内容については考えたいと思っている。

委員	社会福祉協議会は、訪問してアンケートを採った。今回、どのような方法で調査をするかが大事だと思う。社会福祉協議会の実施したアンケートは訪問だったので、区長を通じてアポイントを取り、大変な作業だった。1軒に20分ぐらいかかっている。アンケート調査方法にもいろいろなやり方があるということである。
事務局	具体的なアンケート調査方法については、来年度提起させていただきたい。
委員	抽出方法にもいろいろな方法がある。それによって結果も違ってくる。
委員長	作業部会は保留とし、アンケートについてもいまいただいたご意見を含めて、現在は実施するとは決まっていけないので、実施方法についてはあらためて検討していきたい。社会福祉協議会の活動計画との整合性をどうするかということについては、よりうまくリンクさせていただきたい。本日いただいた課題も入れて考えなければならない。おおむね改正とスケジュールについてはこれでよろしいか。
委員	異議なし。
委員長	では、(2)第2期南丹市地域福祉計画の策定方法については、ご承認いただいたこととする。 今後1年間、また次年度、計画策定に向けて議論いただくことになろうかと思う。要援護者の避難支援プランはあらためて20日までに気づきの点、提案があれば、事務局にお伝えさせていただきたい。私の議事はこれにて終わらせていただく。 4. その他
事務局	ありがとうございました。ご指摘いただいた点について見直しをし、提起させていただく。続いて4.その他について、特に何かあればご発言いただきたい。事務局からは特になし。なければこれにて終了する。それでは閉会にあたり、田中副委員長さまからごあいさついただく。
副委員長	寒いなか、大変お忙しいなか、委員会にご出席をたまわり誠にありがとうございました。本日は大きな議題が2件あったが、非常に活発な意見をちょうだいした。特に災害時における要援護者支援プランについては、たくさんのご意見をいただいた。委員長からもお話があったように、今後意見を反映した支援プランにさせていただくということで、どんどん今後ともご意見をたまわりたいと思っている。20日までにご提出いただきたい。

	地域福祉計画については、ご案内の通り、24 年度、25 年 3 月に終了するということから、第 2 期の計画に向けての策定方針を示された。これに基づき、南丹市民が誰もが安心してつながりながら住み続けられる次なる計画を策定していくということで、それぞれ委員さんの積極的なお力をたまわりたいと思うので、今後ともよろしく願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。 5. 閉会
--	---